

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金Q&A



Q1 対象となる犯罪行為は具体的にどのようなものですか。

A1 日本国内において発生したもので、主な犯罪行為として、殺人、強盗致傷、強制わいせつ、傷害などが想定されます。

Q2 高知県在住ですが、県外で犯罪被害に遭いました。補助金の支援対象となりますか。

A2 被害に遭った時に高知県内に住所を有していれば対象となります。高知県内に住所を有するとは、居住の実態が高知県にあることを言います。

Q3 犯罪被害の後に、高知県外へ転居した場合でも支援対象となりますか。

A3 犯罪被害に遭われたときに、高知県民であれば対象となります。また、再提訴費用の補助に関しては、再提訴する時に、高知県に居住の実態があることを補助の条件にしています。

Q4 交通事故による被害は、補助金支援対象となりますか。

A4 故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害であれば、対象となりません。(危険運転致死傷罪等は対象)

なお、交通事故の被害には、自動車損害賠償保障法が適用されることとなります。

Q5 犯罪被害に遭われた方が高知県民であれば、そのご遺族は支援の対象になりますか。

A5 犯罪被害に遭われた方や、そのご遺族で、実際に支給を受けようとする方が高知県民の場合に支援対象となります。死亡の場合は、ご遺族(第1位順位の遺族)が高知県民であること、重傷病・性犯罪の場合は、被害者本人が高知県民であることが条件となります。犯罪が発生した場所が高知県内であるかは問いません。

Q6 補助金支援対象となる「遺族」が複数人いる場合は、どうなりますか。

A6 第1順位のご遺族に対して支払われます。

1(1)配偶者(事実婚を含む)

2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における

(2)子、(3)父母、(4)孫、(5)祖父母、(6)兄弟姉妹

3 2に該当しない犯罪被害者の

(7)子、(8)父母、(9)孫、(10)祖父母、(11)兄弟姉妹

※()内数字は、支給を受けられるご遺族の順位です。

ただし、第1順位のご遺族が補助金の申請をしない場合は、第2順位以降のご遺族は申請をすることはできません。

父母や子など、第1順位のご遺族が複数人いる場合は、受給代表者を決定していただきます。

Q7「遺族」であるのに、補助金支援対象とならない場合はどのようなときですか。

A7 犯罪被害者を故意に死亡させたり、犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって補助金の交付を受けることができる先順位若しくは同順位のご遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、補助金支援対象の「遺族」にはなりません。

Q8 補助金支援の対象外となる場合はどのようなときですか。

A8 ご遺族や犯罪被害に遭われた方が次のいずれかに該当する場合は対象とならないことがあります。

- ・犯罪被害者又はご遺族が、他の公的な機関の同様の制度により当該補助金の対象経費に係る支援を受けている場合。
- ・犯罪被害者又はご遺族が暴力団員等である場合。
- ・申請者の前年の所得が児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条で定める額を超える場合。
- ・申請者が県税を滞納している場合。
- ・犯罪被害者が、当該犯罪行為を誘発した場合又は犯罪被害者にその責めに帰すべき行為があった場合。
- ・加害者から、当該補助金の対象経費に係る損害賠償を受けている場合。
- ・その他の事情から判断して、補助金を交付することが社会通念上適当でないと思われる場合。

Q9 令和3年2月に発生した犯罪被害に遭いました。補助金の支援対象となりますか。

A9 令和3年4月1日以降に発生した犯罪による被害に限ります。また、再提訴の場合は、同日以降に再提訴した場合が対象となります。

Q10 やむを得ない事情で住民登録せずに県内在住していた場合は支援されますか。

A10 家庭内暴力(DV)を受けて避難していた場合など、やむを得ない事情で住民登録をせずに、県内に在住していた場合は県内に在住していたことを客観的に確認出来る書類(電気・水道の請求書等)を提出していただくことで、支援を受けることができます。

Q11 申請期限はありますか。

A11 生活資金の補助については、犯罪被害に遭った日から2年未満、転居費用の補助については1年未満、再提訴費用の補助については、再提訴をした日から2年未満に申請することが必要となります。

Q12 補助金の申請から交付までの期間はどのくらいかかりますか。

A12 申請書を受理後、審査し特に問題がなければ、1か月～1か月半で交付となります。

Q13 転居費用の補助の要件に、自宅又はその付近で被害に遭ったこととありますが、自宅付近とは距離等の基準があるのですか。

A13 自宅からの距離等の基準は設けていません。自宅に住み続けることによって、二次被害の発生などその他事情により、従前の住居に居住し続けることが困難になった場合と定めており、被害者の事情により判断をしていくことになっています。例えば、旅行中に被害に遭った場合などは対象となりません。

Q14 生活資金の補助に関して、再度申請可とありますが、申請の回数に上限はありますか。

A14 補助限度額内であれば、何度でも申請可能です。

Q15 犯罪行為はあっても、加害者が心神喪失等により、犯罪が成立しない場合にも補助金の支援は受けられますか。

A15 心神喪失や14歳未満の加害者による犯罪でも、補助金の支援対象となりますので、ご相談ください。

